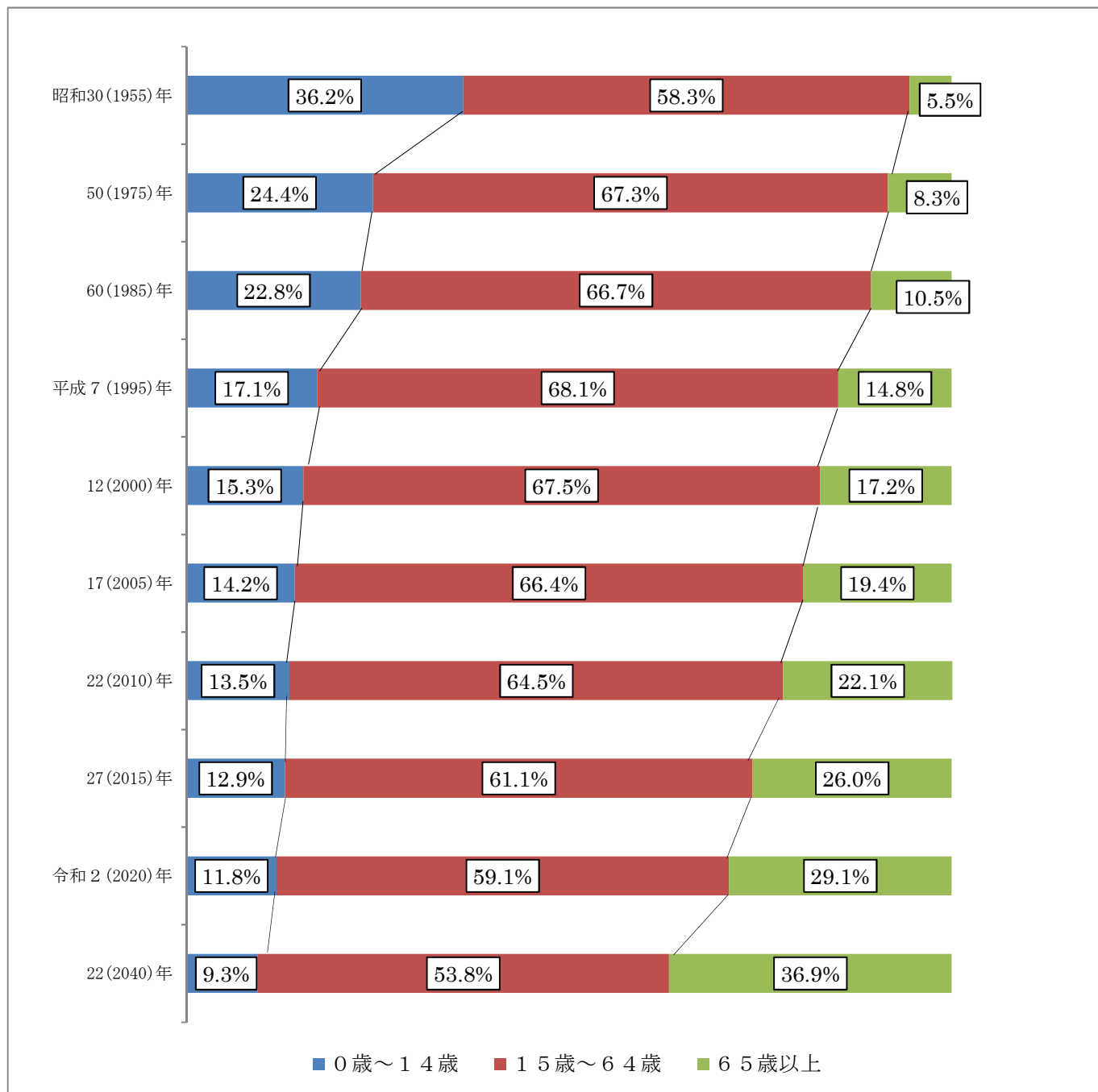


高年齢者の雇用の現状

(令和5年)

本県の高齢化率の推移



資料「国勢調査」

令和22(2040)年は国立社会保障・人口問題研究所(令和5年(2023)年12月推計)

はじめに

我が国の人口は、戦後一貫して増加を続けてきましたが、2008年の1億2,808万人をピークとして、人口減少局面を迎えています。一人の女性が生涯に産む平均子ども数を示す「合計特殊出生率」は、1974年に「人口置換水準」（人口が長期的に維持される水準。現在は2.07）を下回り、2005年には過去最低となる1.26まで落ち込みました。その後上昇に転じ2015年には1.45に回復しましたが、2022年には再び下降に転じ、2005年に並び1.26に低下するなど、依然として低水準に留まっています。国立社会保障・人口問題研究所によりますと、このままのペースでは、2056年には人口が1億人を割り、2070年には約8,700万人になると推計されています。

また、人口が1億人を越えた1967年には、65歳以上の人口が総人口に占める「高齢化率」は6.6%でしたが、2010年には23.0%となり、超高齢社会（高齢化率21%以上）を迎え、2022年には29.0%まで上昇しました。さらに2070年には高齢化率は38.7%と超高水準に至るものと推計されており、それに伴い、生産年齢人口割合も52.1%まで下がると予想され、労働力人口の減少は避けられないものと考えられています。

このように、世界でも類を見ない急速な勢いで少子高齢化が進行し、労働力の高齢化、生産年齢人口の減少が見込まれていることから、今後、経済及び社会の活力を維持していくためには、若者、女性、高齢者、障害者など働くことができる全ての人の就労促進を図り、そうした全ての人が社会を支える「全員参加型社会」の実現が求められています。

本県におきましても、今後若年労働者が減少していく中で、活力ある地域社会を実現していくためには、高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、働く意欲と能力を有する限り、年齢にかかわらず生き生きと働ける「生涯現役社会」の実現を図ることが重要です。

「生涯現役社会」を実現するには、高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保及び就労環境の整備が課題となっており、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高年齢者雇用安定法」という。）」に基づき、総合的な雇用就業対策を実施していくことが必要となっています。

高年齢者雇用安定法は、65歳までの雇用確保措置に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、70歳までの定年の引上げ、70歳までの継続雇用制度の導入、定年制の廃止または70歳までの継続的業務委託契約を締結する制度の導入等、高年齢者就業確保措置を講ずる等の努力義務が新設され、令和3年4月1日に施行されました。意欲と能力のある労働者が働き続けることができる環境を整備することが重要であるとともに、労働力としての高齢者の役割も重要となっています。

今回、高年齢者雇用を取り巻く現状について取りまとめましたので、ご活用いただければ幸いと存じます。

目 次

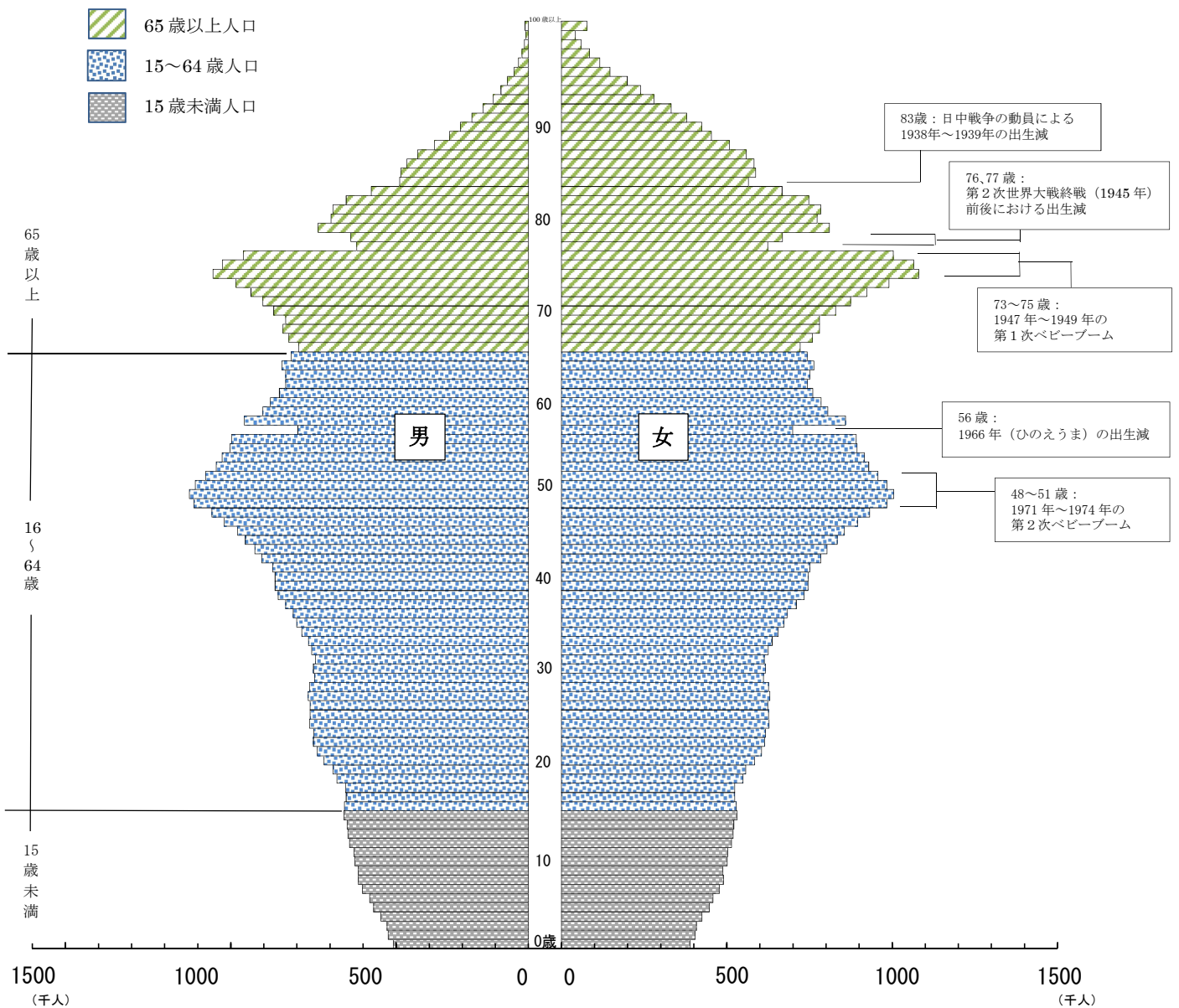
1. 人口の高齢化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 労働力人口の高齢化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. 高年齢者雇用対策の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4. 高年齢者の雇用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5. 高年齢者の求人・求職状況・・・・・・・・・・・・・・・	7
6. 定年制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
7. 継続雇用及び再就職の促進・・・・・・・・・・・・・・・	11
高年齢者雇用安定法について・・・・・・・・・・・・・・・	15
高年齢者の雇用に関するご相談はハローワークへ・・・・・・・・	17

1. 人口の高齢化

わが国では昭和 20 年代後半から出生率が低下するとともに、食生活の改善、医学の進歩等により、平均寿命が伸長し、昭和 50 年代に入ってから人口の高齢化が急速に進展している。

昭和 22 年に男性 50.06 歳、女性 53.96 歳であった平均寿命が、令和 2 年には男性 81.64 歳、女性 87.74 歳と右肩上がりに過去最高を更新していたが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）等などの死亡率の変化により、令和 4 年では男性 81.05 歳、女性 87.09 歳と令和 3 年に続きいずれも前年を下回った。

図2 我が国の人口ピラミッド（2022年10月1日現在）



資料出所：総務省統計局「人口推計（2022年10月1日現在）」

表－2 本県における人口の年次別推移

本県の人口の推移は、平成9年に200万人となり、平成23年まで200万人を超えていたが、平成24年には16年ぶりに200万人を下回り、その後も減少が続き、令和5年には190万人を下回った。(表－2)

平成17年度の国勢調査の結果をみると、平成12年から5年間に0.6%(11,635人)が増加となり、5年間に人口が増加したところは、全国15都府県あるが、本県の人口増加率は11番目となった。

その後減少に転じ、平成22年度の国勢調査の結果では、平成17年から5年間に0.4%(8,769人)が減少となった。

令和2年度の国勢調査の結果では、平成27年に比べ2.1%減少し、1,933,146人となり、全国順位は19位であった。

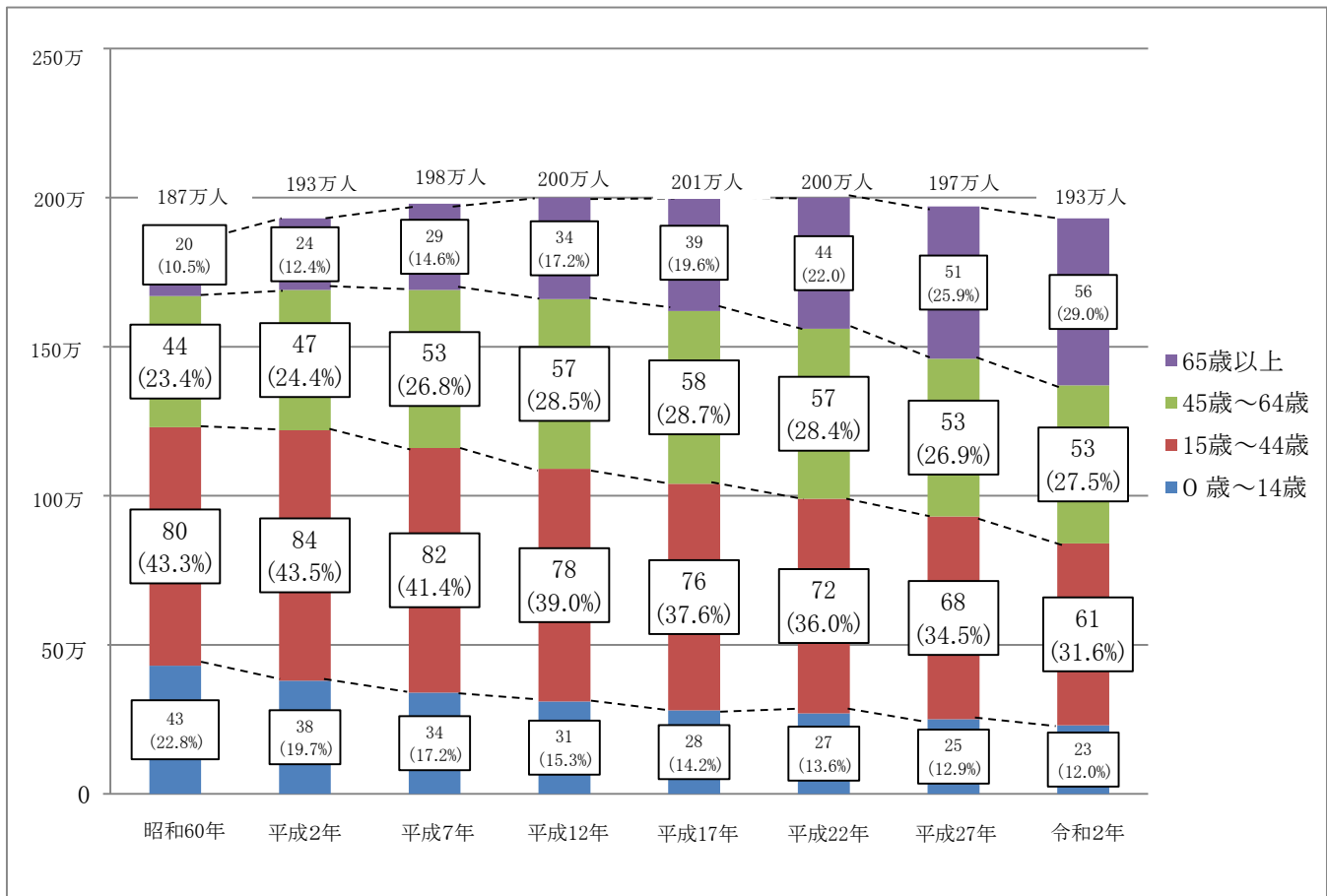
本県の人口を年齢別にみると、昭和60年には15歳未満の割合が22.8%、65歳以上の割合が10.5%であったが、少子高齢化の進展により、令和2年には、15歳未満の割合が12.0%、65歳以上の割合が29.0%となった。

65歳以上人口は平成27年に比べて3.1ポイント上昇しており、今後も人口減少と高齢化が進むと予測される。(表－3)

年次	人口総数(人)	対前年人口増減(人)	対前年人口増減率(%)
9年	2,000,511	7,291	0.4
10年	2,006,254	5,743	0.3
11年	2,009,120	2,866	0.1
12年※	2,004,817	△4,303	△0.2
13年	2,009,064	4,247	0.2
14年	2,010,507	1,443	0.1
15年	2,011,691	1,184	0.1
16年	2,014,874	3,183	0.2
17年※	2,016,452	1,578	0.1
18年	2,015,105	△1,347	△0.7
19年	2,015,233	128	0.0
20年	2,014,650	△583	0.0
21年	2,010,732	△3,918	△0.2
22年※	2,007,683	△3,049	△0.2
23年	2,000,021	△7,662	△0.4
24年	1,993,386	△6,635	△0.3
25年	1,987,119	△6,267	△0.3
26年	1,980,960	△6,159	△0.3
27年※	1,974,255	△6,705	△0.3
28年	1,968,425	△5,830	△0.3
29年	1,961,963	△6,462	△0.3
30年	1,952,926	△9,037	△0.5
令和元年	1,942,313	△10,613	△0.5
2年※	1,933,146	△9,167	△0.5
3年	1,922,445	△10,701	△0.6
4年	1,908,380	△14,065	△0.7
5年	1,895,031	△13,349	△0.7

※は「国勢調査」それ以外は「栃木県毎月人口調査(毎年10月1日現在)」

表－3 本県における人口構成



注：()内は構成割合 資料出所:国勢調査

また、15歳以上の人口は、平成2年～平成7年では5.6%、平成7年～平成12年では3.4%、平成12年～平成17年では1.8%と増加していたが、平成17年～平成22年では0.5%、平成22年～平成27年では0.4%、平成27年～令和2年では1.1%の減少となっている。

これに対し55歳以上の高齢者の割合は、平成2年で29.7%（46万2千人）であったものが、令和2年には47.5%（80万3千人）と大幅に増加している。（表－4）

表－4 本県における15歳以上の人口の推移

（単位：百人）

年別 年齢別	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
15～19歳	1,529	1,389	1,220	1,071	935	907	905
20～24歳	1,180	1,360	1,231	1,093	938	846	887
25～29歳	1,190	1,200	1,491	1,307	1,131	1,005	834
30～34歳	1,280	1,306	1,322	1,520	1,317	1,165	995
35～39歳	1,542	1,337	1,259	1,325	1,514	1,328	1,158
40～44歳	1,700	1,553	1,327	1,258	1,315	1,512	1,323
45～49歳	1,328	1,675	1,559	1,321	1,241	1,307	1,499
50～54歳	1,166	1,307	1,682	1,540	1,296	1,218	1,291
55～59歳	1,146	1,152	1,302	1,657	1,512	1,272	1,200
60～64歳	1,086	1,154	1,125	1,273	1,613	1,476	1,245
65歳～	2,385	2,974	3,445	3,909	4,382	5,084	5,587
計	15,532	16,407	16,963	17,274	17,194	17,120	16,924

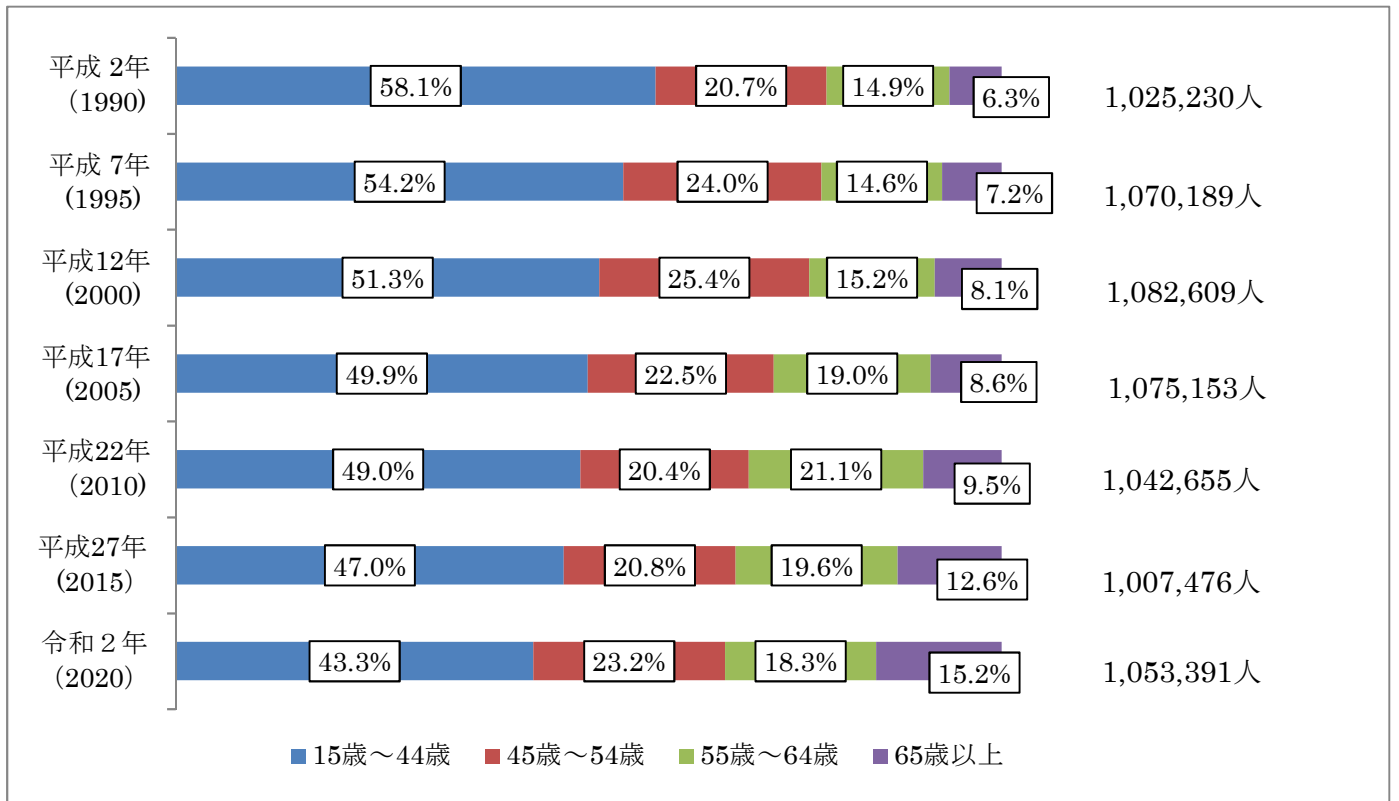
（資料出所：国立社会保障・人口問題研究所 平成17年以降は栃木県統計課）

2. 労働力人口の高齢化

本県の労働力人口の年齢別構成をみると、44歳以下の占める割合は、平成2年の58.1%から平成7年には54.2%となり、平成12年には51.3%、平成17年には49.9%、平成22年には49.0%、平成27年には47.0%、令和2年には43.3%と減少が続いている。一方、45歳以上でみると、平成2年の41.9%から平成7年には45.8%となり、平成12年には48.7%、平成17年には50.1%、平成22年には51.0%、平成27年には53.0%。令和2年には56.7%と増加している。特に55歳以上の高齢者については、平成2年の21.2%から平成27年には32.2%と11.0ポイント上昇し、平成27年から令和2年の5年間にしても1.3ポイント上昇している。（表－5）

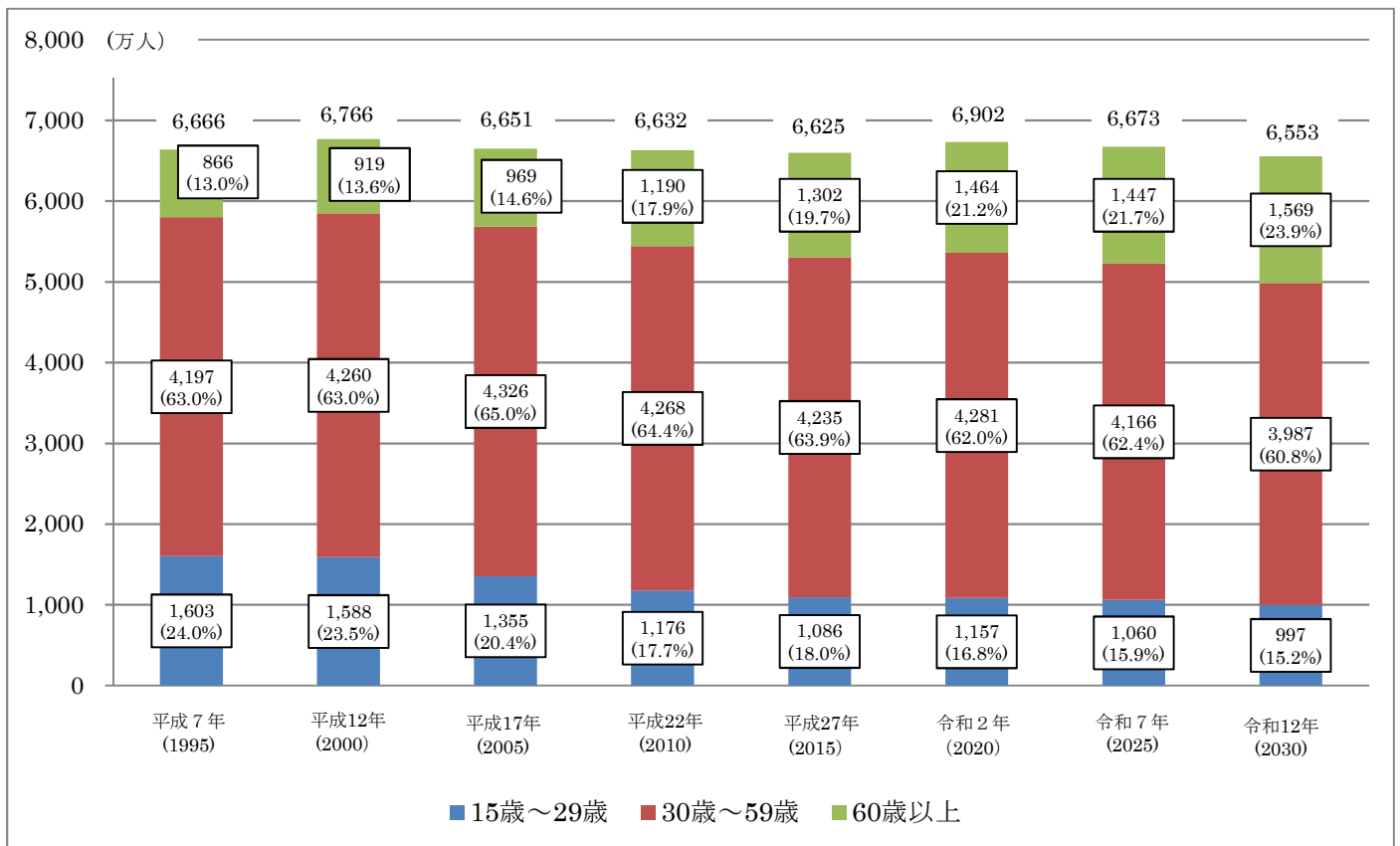
全国の労働力人口に占める60歳以上の割合も平成7年の13.0%から、令和2年の21.2%を経て、令和12年には23.9%となり、労働者の5人に1人が60歳以上となる見通しである。（表－6）

表－5 本県内における年齢別労働力人口の推移



(資料出所：「国勢調査」)

表－6 全国労働力人口の推移と見通し



注：グラフ上の数字は労働力人口（万人）、（ ）内は構成割合

資料：令和2年（2020）までは総務省統計局「労働力調査」

令和7年（2025）以降は独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給モデル（2018年度版）」

3. 高齢者雇用対策の推移

本格的な高齢社会を迎え、高齢者の雇用の安定を図ることは、高齢者の雇用対策を推進する上で最も重要な課題である。

国では、昭和48年に雇用対策法を改正して、定年延長の促進のための対策を充実し、定年延長奨励金制度を創設するとともに、昭和51年には高齢者雇用率制度を、昭和57年には高齢者雇用確保助成金制度を創設、さらに昭和59年には、今後の高齢者の雇用形態の変化等を考慮し、短時間勤務を含めた制度の拡充が行われた。

なお、昭和61年10月には、今後の高齢社会に対応した高齢者雇用就業対策を講じるため高齢者雇用安定法が制定され、60歳定年が法制化されるとともに、事業主には定年等で退職する高齢者の再就職の援助が義務づけられた。また、高齢者雇用奨励金をはじめとした助成金の拡充も図られた。

平成2年には、65歳までの継続雇用を推進するための継続雇用制度導入奨励金制度が創設される等、年々各種助成金制度の充実が図られている。

平成2年10月から、定年後65歳までの再雇用を事業主の努力義務とすること等を主な内容とする法の一部改正が施行され、さらに12月には高齢者等職業安定対策基本方針が策定され、高齢者雇用についての目標や条件整備の指針等が示された。

また、平成6年6月には、平成10年4月1日施行による60歳以上定年の義務化、65歳までの継続雇用制度の導入又は改善に関する計画の作成等や高齢者に係る労働者派遣事業の特例等を主な内容とする高齢者雇用安定法の一部改正が施行された。

その後、平成12年5月に高齢者雇用安定法の一部が改正され、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高齢者の安定した雇用の確保、高齢者等に対する再就職の援助・促進、シルバー人材センターの業務の範囲の拡大等が平成12年10月1日から施行された。

平成13年4月、雇用対策法が改正され、事業主の募集・採用における年齢制限の緩和の努力義務が規定され、平成13年10月から施行されてきたところであるが、平成16年6月に高齢者雇用安定法の一部が改正され、高齢者の安定的な雇用確保のため、65歳までの高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）が事業主への義務となったほか、求職活動支援書の作成・交付、労働者の募集及び採用の際に年齢制限をする場合の理由の提示、シルバー人材センター等が行う一般労働者派遣事業の手続の特例等の4項目が施行された。

平成18年4月1日から高齢者雇用安定法が改正施行され、事業主は①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のいずれかにより、少なくとも年金支給開始年齢まで働き続けることができるよう、65歳までの雇用確保措置が義務づけられた。

平成24年8月に高齢者雇用安定法の一部が改正され、少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止、継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大、義務違反の企業に対する公表規定の導入、雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定が平成25年4月1日に施行された。

平成28年4月には高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保及び就労環境の整備を目的として、高齢者雇用安定法の一部が改正された。

令和3年4月1日から高齢者雇用安定法が改正となり、65歳までの雇用確保措置（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高齢者就業確保措置（努力義務）が新設、施行された。

4. 高齢者の雇用状況

令和5年6月1日現在における県内の高齢者雇用状況報告について、県内に本社のある常用労働者21人以上規模の民間企業を対象とした調査によると、55歳以上の高齢者の雇用割合は25.9%となっている。（前年比0.8ポイント増）（表-7）

これを企業規模別に見ると21～30人が31.4%（前年30.8%）、31～50人が29.3%（前年28.9%）、51～100人が28.8%（前年27.9%）、101～300人が26.5%（前年25.6%）、301～500人が24.4%（前年25.0%）、501～1,000人が23.7%（前年21.7%）、1,001人以上が21.0%（前年20.3%）と企業規模が小さくなるほど高齢者の雇用割合は高まっている。また、産業別に見ると鉱業、採石業、砂利採取業と、運輸、郵便業が36.5%、サービス業（他に分類されないもの）が36.0%と雇用割合が高くなっているのに対し、学術研究、専門・技術サービス業が14.9%、情報通信業が15.4%、教育、学習支援業が18.3%と低くなっており、企業規模、産業別間に格差がみられる。（表-8、9）

表-7 年度別高齢者(55歳以上)雇用状況

(各年6月1日現在)

年 別	企業規模	企業数	常用労働者(全数)	高齢者雇用割合	
				うち高齢者数	全数に占める高齢者の割合
平成25年	31人以上	1,741	246,012	47,569	19.3
	うち301人以上	136	108,117	17,366	16.1
平成26年	31人以上	1,771	250,659	50,504	20.1
	うち301人以上	138	109,704	18,616	17.0
平成27年	31人以上	1,798	255,053	52,682	20.7
	うち301人以上	145	113,615	19,739	17.4
平成28年	31人以上	1,835	263,673	56,244	21.3
	うち301人以上	150	118,508	21,702	18.3
平成29年	31人以上	1,886	272,382	60,139	22.1
	うち301人以上	159	124,283	23,933	19.3
平成30年	31人以上	1,962	279,557	63,491	22.7
	うち301人以上	149	124,337	23,962	19.3
令和元年	31人以上	1,989	283,122	66,188	23.4
	うち301人以上	151	125,945	25,576	20.3
令和2年	31人以上	2,093	288,820	68,801	23.8
	うち301人以上	153	126,455	26,261	20.8
令和3年	21人以上	3,255	327,568	79,988	24.4
	31人以上	2,393	305,631	73,575	24.1
	うち301人以上	152	129,447	26,778	20.7
令和4年	21人以上	3,291	331,996	83,486	25.1
	31人以上	2,401	309,395	76,519	24.7
	うち301人以上	157	133,245	28,902	21.7
令和5年	21人以上	3,343	330,604	85,755	25.9
	31人以上	2,428	307,431	78,486	25.5
	うち301人以上	157	132,703	29,832	22.5

(注) 令和3年から企業規模区分見直し

資料出所: 高齢者雇用状況報告

表-8 規模別高齢者(55歳以上)雇用状況

(令和5年6月1日現在)

規 模	区 分	企業数	常用労働者数	高齢者雇用割合			
				うち高齢者数	令和5年6月1日(%)	令和4年6月1日(%)	増減(ポイント)
21~30人		915	23,173	7,269	31.4	30.8	0.6
31~50人		1,009	39,049	11,424	29.3	28.9	0.4
51~100人		772	54,794	15,794	28.8	27.9	0.9
101~300人		490	80,885	21,436	26.5	25.6	0.9
301~500人		79	29,079	7,108	24.4	25.0	▲0.6
501人~1,000人		51	35,317	8,366	23.7	21.7	2.0
1,001人以上		27	68,307	14,358	21.0	20.3	0.7
計		3,343	330,604	85,755	25.9	25.1	0.8

(注) 令和3年から企業規模区分見直し

資料出所: 高齢者雇用状況報告

表-9 産業別高齢者(55歳以上)雇用状況

(令和5年6月1日現在)

産 業 別	区 分	企業数	常用労働者数	高齢者雇用割合			
				うち高齢者数	令和5年6月1日(%)	令和4年6月1日(%)	増減(ポイント)
A,B 01~04	農、林、漁業	34	1,623	494	30.4	28.6	1.8
C 05	鉱業、採石業、砂利採取業	14	726	265	36.5	36.5	0.0
D 06~08	建設業	228	12,129	3,162	26.1	24.6	1.5
E 09~32	製造業	895	81,803	20,026	24.5	23.9	0.6
F 33~36	電気・ガス・熱供給・水道業	8	497	129	26.0	21.6	4.4
G 37~41	情報通信業	47	5,036	774	15.4	14.1	1.3
H 42~49	運輸、郵便業	271	20,404	7,456	36.5	35.5	1.0
I 50~61	卸売業、小売業	388	52,955	12,553	23.7	23.2	0.5
J 62~67	金融業、保険業	20	7,748	1,930	24.9	23.2	1.7
K 68~70	不動産業、物品賃貸業	37	5,264	1,155	21.9	21.3	0.6
L 71~74	学術研究、専門・技術サービス業	64	7,630	1,140	14.9	14.0	0.9
M 75~77	宿泊業、飲食サービス業	110	12,581	3,600	28.6	26.3	2.3
N 78~80	生活関連サービス業、娯楽業	137	9,456	3,056	32.3	32.4	▲0.1
O 81,82	教育、学習支援業	157	21,324	3,906	18.3	17.6	0.7
P 83~85	医療、福祉	638	62,389	16,195	26.0	25.2	0.8
Q 86,87	複合サービス事業	19	4,446	1,070	24.1	23.8	0.3
R 88~96	サービス業(他に分類されないもの)	276	24,593	8,844	36.0	34.9	1.1
S 97~99	その他	0	0	0	0.0	0.0	0.0
計		3,343	330,604	85,755	25.9	25.1	0.8

(注) 平成21年から産業分類変更

資料出所: 高齢者雇用状況報告

5. 高年齢者の求人・求職状況

表-10 本県における年齢別常用職業紹介状況（パートを含む）

（令和5年10月分）

年 齢	項 目 月間 有効 求人数 (A)	月間有効求職者数			就職件数		求人倍率 (A) / (B)	就職率 $\frac{(D)}{(C)} \times 100$
		全 数 (B)	(C) うち新規	うち雇 用保 険 受給者	全 数 (D)	うち雇 用保 険 受給者		
19 歳 以 下	3,743	291	73	21	24	1	12.86	32.9
20 ～ 24 歳	4,154	2,485	460	595	128	28	1.67	27.8
25 ～ 29 歳	4,148	3,282	607	1,062	158	52	1.26	26.0
30 ～ 34 歳	4,077	2,996	530	875	144	46	1.36	27.2
35 ～ 39 歳	3,863	3,234	546	961	177	48	1.19	32.4
40 ～ 44 歳	3,623	3,211	623	857	187	41	1.13	30.0
45 ～ 49 歳	3,341	3,534	609	1,002	221	66	0.95	36.3
50 ～ 54 歳	3,320	3,820	678	1,150	220	68	0.87	32.4
55 ～ 59 歳	3,311	3,542	634	1,280	203	62	0.93	32.0
60 ～ 64 歳	2,174	3,921	669	1,688	175	65	0.55	26.2
65 歳 以 上	1,652	4,552	1,080	509	206	8	0.36	19.1
合 計	37,406	34,868	6,509	10,000	1,843	485	1.07	28.3
うち45歳以上の全数	13,798	19,369	3,670	5,629	1,025	269	0.71	27.9
うち55歳以上の全数	7,137	12,015	2,383	3,477	584	135	0.59	24.5

資料出所：職業安定部業務統計

表－11 中高年齢者の職業紹介状況(常用)

(学卒及びパートを除く)

年別	区分	新規求職			就職					就職率 (%)
		計	男	女	計	うち		男	女	
						55歳以上	65歳以上			
平成22年		26,975	20,445	6,399	6,709	2,915	150	5,061	1,621	24.9
23年		23,391	16,665	6,666	6,362	2,688	157	4,581	1,768	27.2
24年		22,949	16,331	6,575	6,341	2,611	197	4,490	1,840	27.6
25年		22,594	15,481	7,084	6,210	2,551	244	4,205	1,999	27.5
26年		22,520	15,256	7,233	6,258	2,594	266	4,188	2,067	27.8
27年		21,445	14,281	7,129	5,944	2,363	269	3,884	2,057	27.7
28年		21,694	14,298	7,379	5,965	2,503	296	3,871	2,092	27.5
29年		20,752	13,631	7,112	6,056	2,429	308	3,941	2,114	29.2
30年		20,869	13,412	7,434	5,702	2,523	382	3,846	2,237	27.3
令和元年		21,538	13,659	7,860	5,779	2,341	369	3,575	2,204	26.8
令和2年		22,695	14,415	8,274	5,042	2,078	346	3,246	1,795	22.2
令和3年		21,691	13,995	7,689	5,101	2,166	393	3,316	1,785	23.5
令和4年		21,230	13,384	7,815	5,143	2,221	371	3,252	1,885	24.2

(注) 中高年・・・45歳以上
高年齢・・・55歳以上

資料出所：職業安定部業務統計

表－12 令和5年高年齢者常用職業紹介業務取扱状況

(常用的パートを含む)

項目 月別	新規求職申込件数				月間有効求職者数					就職件数					就職率 (%)
	合計	55～59 歳	60～64 歳	65歳 以上	合計	55～59 歳	60～64 歳	65歳 以上	うち 保険 受給者	合計	55～59 歳	60～64 歳	65歳 以上	うち 保険 受給者	
合計	16,290	4,150	4,591	7,549	84,998	23,757	27,365	33,876	24,544	3,918	1,209	1,242	1,467	825	24.1
令和5年 4月	3,203	704	859	1,640	12,344	3,317	3,855	5,172	3,186	598	180	188	230	114	18.7
5月	2,470	561	734	1,175	12,473	3,287	3,877	5,309	3,362	552	163	175	214	119	22.3
6月	2,157	564	616	977	12,571	3,316	3,929	5,326	3,544	618	184	203	231	144	28.7
7月	2,064	582	595	887	12,055	3,384	3,961	4,710	3,678	512	160	160	192	104	24.8
8月	1,992	558	558	876	11,763	3,453	3,905	4,405	3,722	504	155	167	182	101	25.3
9月	2,021	547	560	914	11,777	3,458	3,917	4,402	3,575	550	164	174	212	108	27.2
10月	2,383	634	669	1,080	12,015	3,542	3,921	4,552	3,477	584	203	175	206	135	24.5

※就職率＝就職件数÷新規求職申込件数

6. 定年制の状況

高齢者の雇用に特に大きな影響を及ぼしているのが定年制である。定年の定め方には一律に定めるもの、職種別に定めるもの等があるが、大部分の企業が一律定年制を取り入れている。

(1) 定年制の状況

令和5年6月1日現在における県内の民間企業(企業規模21人以上)のうち、一律定年制を有する企業のすべてが60歳以上の定年制を有し、65歳以上の定年は882社(27.7%)となっている。

定年制の推移を見ると一律定年制を有する企業(企業規模21人以上)のうち、65歳以上の定年制を定めている企業は、平成23年度には10.4%であったのに対し、令和5年度では27.7%と着実に伸びているが全体的にみて定年制は60歳で、その後継続雇用で対応している企業が主流となっている。(表-13)

また、企業規模別、産業別の定年状況は表-14、15のとおりである。

(2) 65歳以上への定年延長の普及促進

平成6年の高齢者雇用安定法の改正(施行は平成10年4月1日)により、60歳以上定年制が義務化され、現在、60歳以上定年はほぼ完全に定着している。

少子高齢化の急速な進行と年金支給開始年齢の段階的な引上げにより、65歳までの安定した雇用を確保するため、平成16年に高齢者雇用安定法が改正(施行は平成18年4月1日)され、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のいずれかの措置を設けることが義務付けられたが、この改正では、65歳までの希望者全員の雇用を確保する制度を設ける制度とはされておらず、少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、平成24年8月に高齢者雇用安定法が改正(施行は平成25年4月1日)され、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止、継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大、義務違反の企業に対する公表規定の導入、雇用確保措置の実施及び運用に関する指針が策定され、令和3年4月1日からは、70歳までの就業確保措置が努力義務として施行された。

高齢者雇用安定法による高齢者雇用確保措置については、その多くが継続雇用制度の導入によるものであり、65歳以上への定年引上げ、または定年制の廃止による措置を講じている企業は31.1%にとどまっている。

生涯現役社会の実現に向けて、将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引上げを進めていく必要があるため、65歳以降の継続雇用延長・65歳までの定年引上げを行う企業等の奨励、雇用保険の適用など高齢者雇用を支える法制度の整備を行い、企業における再就職受入支援や高齢者の就労マッチング支援の強化を図っている。

表-13 定年制の状況

(各年6月1日現在)

年別	区分	企業規模	企業数	定年制がない企業	計	一律定年制企業				
						59歳以下	60歳	61~64歳	65歳	66~69歳
平成23年	31人以上	1,619	36	1,509	0	1,315	37	138	0	19
	うち301人以上	134	0	120	0	110	6	4	0	0
平成24年	31人以上	1,643	36	1,522	0	1,316	37	150	0	19
	うち301人以上	134	0	119	0	105	7	7	0	0
平成25年	31人以上	1,741	44	1,697	0	1,421	37	215	0	24
	うち301人以上	136	0	136	0	125	5	6	0	0
平成26年	31人以上	1,771	45	1,726	0	1,436	38	222	0	30
	うち301人以上	138	0	138	0	128	5	5	0	0
平成27年	31人以上	1,798	46	1,752	0	1,460	33	228	0	31
	うち301人以上	145	1	144	0	132	6	6	0	0
平成28年	31人以上	1,835	48	1,787	0	1,475	37	243	0	32
	うち301人以上	150	1	149	0	134	6	9	0	0
平成29年	31人以上	1,886	48	1,838	0	1,504	40	250	14	30
	うち301人以上	159	0	159	0	141	6	12	0	0
平成30年	31人以上	1,962	61	1,901	0	1,537	45	267	20	32
	うち301人以上	149	0	149	0	133	5	10	0	1
令和元年	31人以上	1,989	58	1,931	0	1,528	48	293	25	37
	うち301人以上	151	0	151	0	133	6	11	0	1
令和2年	31人以上	2,093	56	2,037	0	1,579	49	339	28	42
	うち301人以上	153	0	153	0	134	8	10	0	1
令和3年	21人以上	3,255	144	3,111	0	2,274	73	646	48	70
	31人以上	2,393	76	2,317	0	1,732	58	443	31	53
	うち301人以上	152	0	152	0	131	8	12	0	1
令和4年	21人以上	3,291	144	3,147	0	2,239	74	703	49	82
	31人以上	2,401	75	2,326	0	1,697	58	478	29	64
	うち301人以上	157	0	157	0	131	8	17	0	1
令和5年	21人以上	3,343	158	3,185	0	2,208	95	749	48	85
	31人以上	2,428	82	2,346	0	1,675	72	513	30	56
	うち301人以上	157	0	157	0	130	7	19	0	1

(注) 令和3年から企業規模区分見直し

資料出所: 高齢者雇用状況報告

表-14 規模別定年制の状況

令和5年6月1日現在

規 模	区 分	企業数	定年制が ない企業	計	定 年 制 が あ る 企 業				
					60歳	61～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上
企業規模別	企業数	3,343	158	3,185	2,208	95	749	48	85
	割合%	[100.0]	[4.7]	[95.3]	[66.0]	[2.8]	[22.4]	[1.4]	[2.5]
	21～30人	915	76	839	533	23	236	18	29
	31～50人	1,009	56	953	665	24	227	10	27
	51～100人	772	19	753	526	20	175	12	20
	101～300人	490	7	483	354	21	92	8	8
	301～500人	79	0	79	67	3	9	0	0
	501～1,000人	51	0	51	40	2	8	0	1
	1,001人以上	27	0	27	23	2	2	0	0

資料出所: 高齢者雇用状況報告

表-15 産業別定年制の状況

令和5年6月1日現在

産 業	区 分	企業数	定年制が ない企業	計	定 年 制 が あ る 企 業					
					60歳	61～64歳	65歳	66～69歳	70歳以上	
産業別	企業数	3,343	158	3,185	2,208	95	749	48	85	
	割合%	[100.0]	[4.7]	[95.3]	[66.0]	[2.8]	[22.4]	[1.4]	[2.5]	
	A,B 01～04	農、林、漁業	34	4	30	22	2	6	0	0
	C 05	鉱業、採石業、砂利採取業	14	0	14	11	0	2	0	1
	D 06～08	建設業	228	20	208	131	8	63	2	4
	E 09～32	製造業	895	31	864	649	23	163	14	15
	F 33～36	電気・ガス 熱供給・水道業	8	0	8	6	0	2	0	0
	G 37～41	情報通信業	47	2	45	39	1	5	0	0
	H 42～49	運輸、郵便業	271	12	259	158	5	72	11	13
	I 50～61	卸売業、小売業	388	20	368	277	12	71	1	7
	J 62～67	金融業、保険業	20	1	19	16	2	1	0	0
	K 68～70	不動産業、物品賃貸業	37	1	36	25	1	10	0	0
	L 71～74	学術研究、 専門・技術サービス業	64	1	63	53	1	8	0	1
	M 75～77	宿泊業、飲食サービス業	110	5	105	72	2	26	3	2
	N 78～80	生活関連サービス業、 娯楽業	137	9	128	97	4	24	0	3
	O 81、82	教育、学習支援業	157	3	154	103	4	44	0	3
	P 83～85	医療、福祉	638	23	615	378	18	188	12	19
	Q 86、87	複合サービス事業	19	0	19	15	1	3	0	0
	R 88～96	サービス業 (他に分類されないもの)	276	26	250	156	11	61	5	17
	S 97～99	その他	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 企業規模21人以上

資料出所: 高齢者雇用状況報告

7. 継続雇用及び再就職の促進

(1) 70歳までの就業機会確保のための普及促進

高年齢者の安定的な雇用確保のため、平成16年に高年齢者雇用安定法が改正され、定年の引上げ、継続雇用制度の導入または定年制の廃止での雇用確保措置の法的義務化（義務化年齢を平成25年度までに段階的に引上げ）が平成18年4月1日から施行された。

さらに、平成24年の高齢法改正により、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止となり、65歳以上までの定年の引上げ、希望者全員を対象とする65歳までの継続雇用制度の導入、定年制の廃止のいずれかの措置が求められ平成25年4月1日から施行。※ただし、施行前に労使協定により対象者を限定する基準を定めている事業主については、年金（報酬比例部分）の支給開始年齢以上の者に対して基準を適用できる12年間の経過措置を設けた。

また、令和2年に65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、70歳までの定年の引上げ、70歳までの継続雇用制度の導入、定年制の廃止または70歳までの継続的に業務委託契約を締結する制度の導入等、高年齢者就業確保措置を講ずる努力義務が新設され、令和3年4月1日施行となった。

雇用確保措置の完全定着の実現とさらに70歳まで働ける制度の普及・促進のため、企業の方と接触する様々な機会を活用し、高年齢者雇用に関する機運の醸成を図るよう努める。「生涯現役社会」の実現と就業確保措置の実施状況をさらに高めるため、就業確保措置未実施企業への周知・啓発指導を展開している。

(2) 高年齢者雇用確保措置等の実施状況

- ① 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳（表-16-1）
 - ・ 65歳までの雇用確保措置を実施済みの企業は3,337社
 - ・ 定年制を廃止としている企業は4.7%（158社）
 - ・ 65歳以上の定年の年齢を設けている企業は26.4%（882社）
 - ・ 継続雇用制度を導入している企業は68.8%（2,297社）
- ② 70歳までの就業確保措置の実施状況（表-16-2）
 - ・ 70歳までの就業確保措置を実施済みの企業の割合は33.2%（1,110社）
 - ・ 中小企業では33.5%（1,068社）
 - ・ 大企業では26.8%（42社）
- ③ 60歳定年企業における定年到達者に占める継続雇用者の割合（表-19）
 - ・ 過去1年間の定年到達者3,626人のうち定年後に継続雇用された者の割合は89.3%
- ④ 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況（表-20）
 - ・ 経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において基準を適用できる年齢（64歳）に到達した者（453人）のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は428人で割合は94.5%

(3) 70歳までの就業機会の確保のための相談・援助

70歳までの就業機会の確保を促進するために、企業においては賃金コストの問題や人事管理上の問題、作業環境等検討すべき様々な課題がある。

これらの課題を解決するため、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木支部との連携のもと、事業主に対して70歳雇用推進プランナーによる継続雇用に伴う就業規則や賃金、退職金等の賃金体系、人事体系、職務再設計についての相談、助言を行っている。

(4) 高齢者の再就職の促進

高齢者の就労意欲、就職条件、希望職種等については、個人の資質、健康、能力等により多様化している。
 このような状況を踏まえて、職業安定機関においては、きめ細かな情報の提供、職業相談を実施し、個々の高齢者に見合った求人の確保に努め、再就職の促進を図っている。
 さらに、ハローワーク宇都宮、栃木、足利、真岡、大田原、小山には「生涯現役支援窓口」を設置し、特に65歳以上の高齢求職者への再就職支援の充実・強化を図っている。
 また、能力再開発訓練を実施する等、職業能力機関との連携により、高齢者の希望、適正等を考慮した職業訓練の機会を提供し、雇用機会の確保に努めている。

(5) 事業主による再就職援助

高齢者雇用安定法により、事業主は定年退職者等の再就職援助に努めることとされている。このため、定年退職後等における再就職が早期に促進されるよう、事業主に対し次のことについて周知・啓発を実施している。
 ① 「事業主都合による解雇等」又は「継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定めた場合において、その基準に該当しなかったこと」により離職することが予定されている中高年齢者に対する求職活動支援書の作成・交付
 ② 高齢者離職者が発生する場合の多数離職届のハローワークへの提出

(6) 定年退職後における臨時的、短期的な就業の場の確保

高齢者が生きがいを持って社会参加することが可能となるよう、シルバー人材センターの活用により、高齢者の就業ニーズの多様化や地域の需要に応じた就業機会の確保を図るため、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の場を提供できるよう努めている。

表-16-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳 (令和5年6月1日現在)

	①定年の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
21人以上総計	158 4.7%	882 26.4%	2,297 68.8%	3,337 100.0%
31人以上総計	82 3.4%	599 24.7%	1,743 71.9%	2,424 100.0%
21~300人	158 5.0%	862 27.1%	2,160 67.9%	3,180 100.0%
21~30人	76 8.3%	283 31.0%	554 60.7%	913 100.0%
31~300人	82 3.6%	579 25.5%	1,606 70.8%	2,267 100.0%
301人以上□	0 0.0%	20 12.7%	137 87.3%	157 100.0%

※ 「②定年の引上げ」は、65歳以上の定年の年齢を設けている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

資料出所: 高齢者雇用状況報告

表-16-2 70歳までの就業確保措置の実施状況

(令和5年6月1日現在)

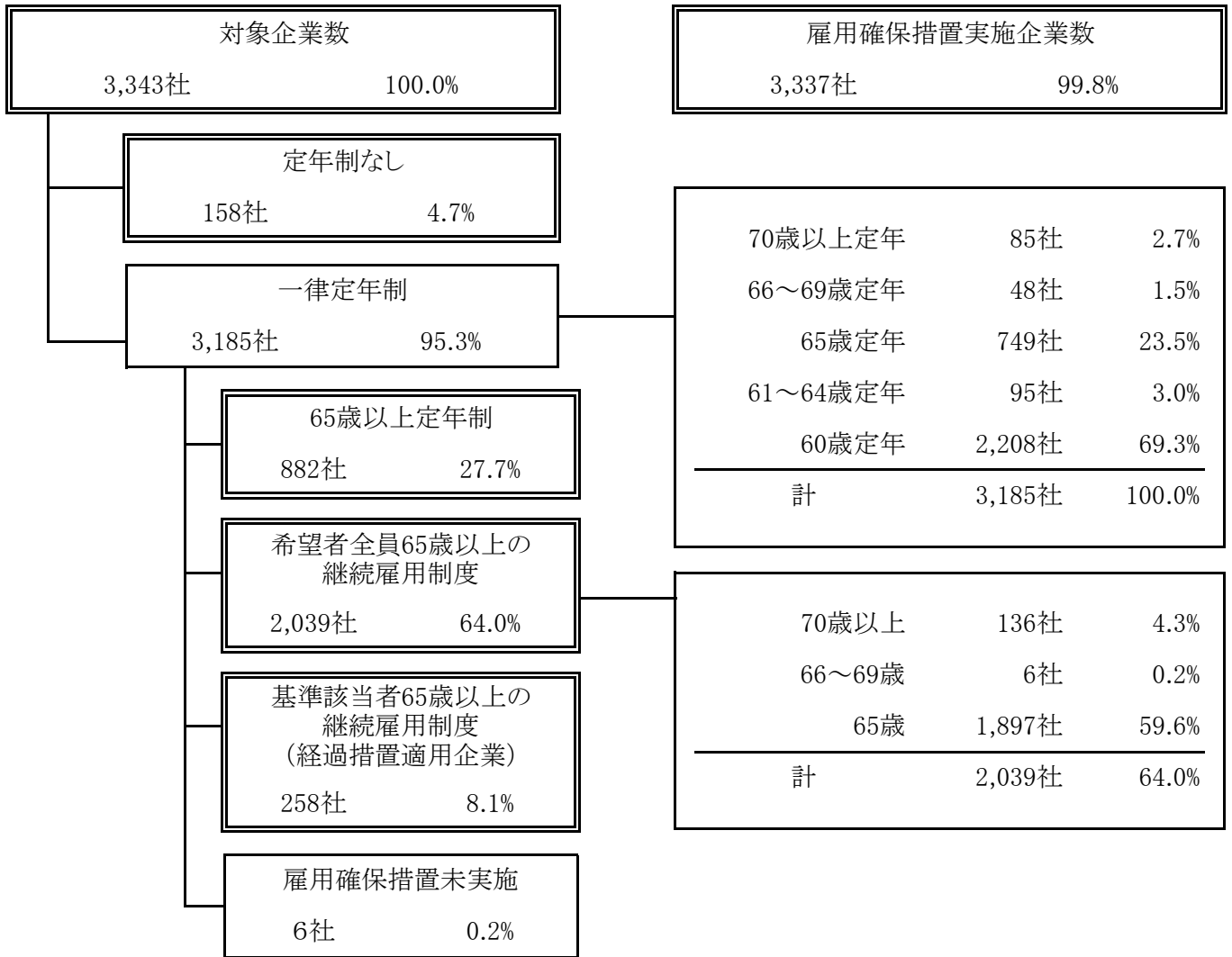
	①70歳までの就業確保措置実施済み					②就業確保措置相当の措置実施	③その他未実施	合計(①+②+③)
	定年の廃止	定年の引上げ	継続雇用制度の導入	創業支援措置等の導入				
21人以上総計	1,110 33.2%	158 4.7%	85 2.5%	865 25.9%	2 0.1%	53 1.6%	2,180 65.2%	3,343 100.0%
31人以上総計	766 31.5%	82 3.4%	56 2.3%	626 25.8%	2 0.1%	37 1.5%	1,625 66.9%	2,428 100.0%
21~300人	1,068 33.5%	158 5.0%	84 2.6%	825 25.9%	1 0.1%	52 1.6%	2,066 64.8%	3,186 100.0%
21~30人	344 37.6%	76 8.3%	29 3.2%	239 26.1%	0 0.0%	16 1.7%	555 60.7%	915 100.0%
31~300人	724 31.9%	82 3.6%	55 2.4%	586 25.8%	1 0.1%	36 1.6%	1,511 66.5%	2,271 100.0%
301人以上	42 26.8%	0 0.0%	1 0.6%	40 25.5%	1 0.6%	1 0.6%	114 72.6%	157 100.0%

※ 「①70歳までの就業確保措置実施済み」とは、法令の定めに基づいた適正な手続きを経て、定年制の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度もしくは創業支援等措置の導入のいずれかの措置を講ずることにより、70歳までの就業機会の確保を実施している場合を指す。なお、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の年齢は70歳未満だが創業支援等措置の年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

※ 「②就業確保措置相当の措置実施」とは、「①70歳までの就業確保措置実施済み」と同様の措置を70歳未満の年齢まで導入している場合を指す。

資料出所: 高齢者雇用状況報告

表-17 高年齢者雇用確保措置の実施状況



資料出所: 高年齢者雇用状況報告

表-18 高年齢者雇用確保措置等の実施状況(規模別)

(令和5年6月1日現在)

	企業総数	雇用確保措置					未実施
		実施済み	定年制なし	定年の引上げ	継続雇用制度の導入	経過措置適用企業	
21～30人	915	913	76	283	554	14	2
31～50人	1,009	1,007	56	264	687	59	2
51～100人	772	770	19	207	544	70	2
101～300人	490	490	7	108	375	78	0
301～500人	79	79	0	9	70	17	0
501～1,000人	51	51	0	9	42	13	0
1,001人以上	27	27	0	2	25	7	0
合計	3,343	3,337	158	882	2,297	258	6

資料出所: 高年齢者雇用状況報告

表－19 60歳定年企業における定年到達者等の状況

(令和5年6月1日現在)

	企業数 (社)	定年到達 者総数 (人)	定年退職者数(継続雇 用を希望しない者)		継続雇用者数		うち子会社等・関連会 社等での継続雇用者数		定年退職者数 (継続雇用を希望した が継続雇用されなかつ た者)		継続雇用 の終了によ る離職者数 (人)
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
60歳定年企業で定年到達者 がいる企業等	1,266	3,626	384	10.6%	3,238	89.3%	27	0.7%	4	0.1%	1105
うち女性	675	1,436	120	8.4%	1,314	91.5%	6	0.4%	2	0.1%	456

※過去1年間(令和4年6月1日から令和5年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者及び継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数について集計している。

資料出所: 高年齢者雇用状況報告

表－20 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

(令和5年6月1日現在)

	企業数 (社)	基準を適用でき る年齢に到達し た者の総数 (人)	継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望し ない者)		継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継 続雇用された者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合
経過措置適用企業で基 準適用年齢到達者(64 歳)がいる企業	110	453	14	3.1%	428	94.5%	11	2.4%
うち女性	52	208	4	1.9%	195	93.8%	9	4.3%

※令和4年6月1日から令和5年5月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計している。

資料出所: 高年齢者雇用状況報告



高年齢者雇用安定法について

高年齢者雇用安定法は、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある誰もが年齢にかかわらずその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境整備を図る法律です。

これまでの高年齢者雇用安定法 ～65歳までの雇用確保（義務）～

- **60歳未満の定年禁止**（高年齢者雇用安定法第8条）
事業主が定年を定める場合は、その定年年齢は60歳以上としなければなりません。
- **65歳までの雇用確保措置**（高年齢者雇用安定法第9条）
定年を65歳未満に定めている事業主は、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。
 - ① 65歳までの定年引き上げ
 - ② 定年制の廃止
 - ③ 65歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
継続雇用制度の適用者は原則として「希望者全員」です。
※ 平成25年3月31日までに労使協定により制度適用対象者の基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年3月31日までに段階的に引き上げなければなりません（平成24年改正法の経過措置）。



高年齢者雇用確保措置の実施に係る公共職業安定所（ハローワーク）の指導を繰り返し受けたにもかかわらず何ら具体的な取り組みを行わない企業には、勧告書の発出、勧告に従わない場合は企業名の公表を行う場合があります。



改正のポイント ～70歳までの就業機会の確保（努力義務）～

65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずる**努力義務**を新設。（令和3年4月1日施行）

- ① **70歳までの定年引き上げ**
- ② **定年制の廃止**
- ③ **70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入**
（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）
- ④ **70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入**
- ⑤ **70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入**
 - a. **事業主が自ら実施する社会貢献事業**
 - b. **事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業**

高年齢者雇用安定法第11条に基づく**高年齢者雇用推進者（*）の業務に、高年齢者就業確保措置の推進も追加**されます。また、名称も高年齢者雇用等推進者に変更になっています。

* 各企業で選任することが努力義務とされている、作業施設の改善その他の諸条件の整備を図るための業務を担当する者。

※ 定年や雇用確保措置、就業確保措置の変更や新設を行う場合、就業規則等を変更する必要があります。（常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を変更し、所轄の労働基準監督署長に届け出る必要があります。）

II 高齢者就業確保措置について

高齢者就業確保措置の努力義務を負う事業主：

- 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- 継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

以下の①～⑤のいずれかの措置（高齢者就業確保措置）を講ずるよう努める必要があります（努力義務）。

<高齢者就業確保措置> (新設・70歳まで・努力義務)

創業支援等措置（雇用によらない措置）
(過半数労働組合等（※）の同意を得て導入）

①70歳までの定年引き上げ

②定年廃止

③70歳までの継続雇用制度の導入
(特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む)

④高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

⑤高齢者が希望するときは、70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

【参考】

<高齢者雇用確保措置> (現行・65歳まで・義務)

(1)65歳までの定年引き上げ

(2)定年廃止

(3)65歳までの継続雇用制度の導入
(特殊関係事業主(子会社・関連会社等)によるものを含む)



過半数労働組合等とは？



労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者を指します。

<労働者の過半数を代表する者を選出する際の留意事項>

- ・労働基準法第41条第2号に規定する監督または管理の地位にある者でないこと
- ・創業支援等措置の計画に関する同意を行うことを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きで選出された者であって、事業主の意向に基づき選出された者でないこと

高年齢者の雇用に関するご相談はハローワークへ

ハローワーク(公共職業安定所)

所名	所在地	郵便番号	電話番号	管轄区域
宇都宮	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3階	320-0845	028-638-0369	宇都宮市、高根沢町、上三川町
那須烏山 (出張所)	那須烏山市城東4-18	321-0622	0287-82-2213	那須烏山市、那珂川町
鹿沼	鹿沼市睦町287-20	322-0031	0289-62-5125	鹿沼市
栃木	栃木市河合町1-29 栃木地方合同庁舎1階	328-0041	0282-22-4135	栃木市、壬生町
佐野	佐野市天明町2553	327-0014	0283-22-6260	佐野市
足利	足利市丸山町688-14	326-0057	0284-41-3178	足利市
真岡	真岡市荒町5101	321-4305	0285-82-8655	真岡市、益子町、茂木町、 市貝町、芳賀町
矢板	矢板市末広町3-2	329-2162	0287-43-0121	矢板市、さくら市、塩谷町
大田原	大田原市紫塚1-14-2	324-0058	0287-22-2268	大田原市、那須塩原市のうち 旧西那須野町、旧塩原町
小山	小山市喜沢1475 おやまゆうえんハーヴェストウォーク内	323-0014	0285-22-1524	小山市、下野市、野木町
日光	日光市今市本町32-1	321-1272	0288-22-0353	日光市
黒磯	那須塩原市共墾社119-1	325-0027	0287-62-0144	那須塩原市のうち 旧黒磯市、那須町